

# 長期履修学生制度について

令和3年1月滋賀大学大学院経済学研究科

令和3年1月滋賀大学大学院データサイエンス研究科

## ◎ 長期履修学生制度・長期履修学生とは

長期履修学生制度は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限（2年又は3年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する事ができる制度で、修業年限を超えた在学をあらかじめ認めた上で在学し、修了により学位を取得する正規の学生を「長期履修学生」といいます。

具体的には、職業等との兼ね合い（① 職業を有する ② 家事・育児・介護等を行う必要がある など）により、標準修業年限在学する学生よりも1年間又は1学期間に修得できる単位数や研究活動・学習活動への時間が限られる場合、長期の在学期間を計画的に設定して履修することができるものです。

## ◎ 長期履修の期間について

長期履修学生として、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間は1年を単位とし、博士前期課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を限度とします。

長期履修学生の在学年限は、認められた長期履修期間に、前期課程にあっては2年、後期課程にあっては3年をそれぞれ加えた年数となります。

## ◎ 申請手続きについて

長期履修学生を希望する場合は、長期履修申請書（別紙様式1）を、次の各号に定める期間内に提出してください。申請書の【長期履修の計画】欄の記載については、長期履修計画年数の初年度から各年度毎の、授業科目の履修及び研究の計画などを具体的に記載願います。書ききれない場合は、別添で添付頂いても結構です。なお、職業を有する場合は、在職証明書（別紙様式3）を添付してください。

- (1) 新入生が第1年次の始めから希望する場合 入学手続き日まで
- (2) 第1年次に在学する者が第2年次の始めから希望する場合 第1年次の2月1日から2月末日まで

## ◎ 期間の短縮又は延長及び申請手続きについて

長期履修学生で特別な事情があると認められたときは、1回に限り、長期履修期間の短縮又は延長をすることができます。

短縮又は延長を希望する場合は、長期履修期間変更申請書（別紙様式2）を希望する前年度の2月1日から2月末日までの間に提出してください。

◎ 長期履修学生の授業料の額について（令和3年度入学生の場合）

長期履修学生として認められた期間の授業料は、

博士前期課程については、長期履修期間により

- ・ 3年間の場合は、前・後期とも 178,600 円
- ・ 4年間の場合は、前・後期とも 133,950 円

博士後期課程については、長期履修期間により

- ・ 4年間の場合は、前・後期とも 200,925 円
- ・ 5年間の場合は、前・後期とも 160,740 円
- ・ 6年間の場合は、前・後期とも 133,950 円

標準履修の場合は、前・後期とも 267,900 円

- ・ 長期履修期間の延長又は短縮が認められた場合は、授業料の額も変更になります。
- ・ 長期履修期間の授業料総額は、標準履修期間の総額と同額となります。
- ・ 標準履修の授業料の額は改定される場合があります。

長期履修学生制度については、学務課教務係（大学院担当）（0749-27-1032）に  
問い合わせてください。